

第11回大館市・比内町・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年10月12日（月） 午後 1 時30分

場 所：田代町総合開発センター 2階 集会室

会議の次第

1．開 会

2．会長あいさつ

3．議 題

（1）協 議

協議案第 2 0 号 使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

協議案第 4 9 号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議案第 5 0 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議案第 5 1 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議案第 5 2 号 病院、診療所の取扱いについて

協議案第 5 3 号 その他福祉事業の取扱いについて

協議案第 5 4 号 ごみ収集運搬業務の取扱いについて

協議案第 5 5 号 農林関係事業の取扱いについて

協議案第 5 6 号 社会教育（生涯学習）事業の取扱いについて

4．その他

5．閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長	小 畑 元			
副会長	佐 藤 賢一郎	吉 田 光 明		
委員	伊 藤 毅	渡 辺 久 憲	荒 川 邦 隆	
	中 村 弘 美	畠 沢 一 郎	吉 原 正	
	菅 原 金 雄	岩 淵 吉三郎	佐 藤 照 雄	
	中 田 直 行	仙 台 隆 義	武 田 砂代子	
	若 松 栄三郎	小笠原 豊	高 坂 清 子	
	佐 藤 信 行	石 井 護		

幹事長	佐 藤 忠 信			
副幹事長	出 島 雄 蔵	田 村 正 己		
幹事	木 村 俊 彦	山 本 貢	佐 藤 孝 昭	
	本 間 勲	工 藤 堅 成	五十嵐 強	

専門部会・分科会職員

福祉部会長	田 中 良 男	福祉部会	岩 沢 慶 治
児童福祉分科会長	石戸谷 由 子	企画部会	中 山 吉 行
総務部会	松 田 芳 尚	人事分科会長	金 賢 隆
病院部会長	芳 賀 利 夫	病院部会	小 林 雪 夫
病院副部会長	明 石 和 夫	病院副部会長	古 家 斌 一
病院分科会	松 沢 功	保健分科会長	伊 藤 哲 雄
病院分科会長	田 村 正 行	住民部会長	富 樫 安 民
住民部会	畠 沢 良 一	福祉総務分科会長	石 田 勉
医療給付分科会長	内 藤 隆 夫	住民部会	花 田 鉄 男
福祉副部会長	仲 谷 正 一	生活環境分科会	三 澤 勝
産業部会長	黒 田 信 行	産業部会	田 村 久 志
産業副部会長	吉 原 寅 輔	産業副部会長	櫻 田 進
農林分科会長	丸 屋 義 明	教育部会長	秋 山 慶 紀
教育部会	宮 田 清 司	教育部会	斎 藤 貢 一
教育部会	明 石 洋 一	スポーツ分科会長	阿 部 伊之助
社会教育分科会	柴 田 義 人	社会教育分科会長	越 前 貞 久

事務局長	斎 藤 誠			
事務局次長	松 田 博	田 中 裕 幸	阿 部 賢 悦	小 林 浩
事務局職員	本 多 恒 博	佐 藤 税	竹 村 邦 人	鳥 潟 幸 男
	佐 藤 拓 人	工 藤 学	安 保 貴 洋	

欠席者名（敬称略）

虻川 景一 齋藤 恵子

会議経過

午後 1 時30分 開 会

司会 本日は、お忙しいところご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第11回大館市・比内町・田代町合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長であります小畑大館市長からご挨拶を申し上げます。

小畑 元会長 委員の皆様はじめとしまして、ご参加いただいた皆さんには、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げたいと思います。

前回、第10回でありますけれども、継続協議になっております保育料など9案件につきまして、長時間にわたってご審議いただきました。誠にありがとうございました。

本日は、この継続協議になっております保育料について、さらにまた継続の協議をいただくことになっておりますけれども、新たに8件の案件も提出されております。

また本日も長時間の協議になると思いますが、どうかよろしくお願いを申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

司会 どうもありがとうございました。

ここで、本日、委員の皆様のテーブルにお配りしております資料について、ご説明申し上げます。

第11回大館市・比内町・田代町合併協議会正誤表でございますが、さきにお渡ししております参考資料、第11回合併協議会協議事項の3ページにつきまして、ご訂正をお願いするものでございます。また、同じく協議案第50号資料1につきましても、8ページから14ページまで差し替えをお願いするものでございます。

大変申しわけございませんが、後ほどご協議いただく際に改めてご説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数をご報告申し上げます。

本日は委員21名のうち、お二人欠席でございますが、19名の方の出席でございますので、協議会規約第11条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日、説明員といたしまして、企画、総務、住民、福祉、産業、教育、病院の各専門部会長と関係職員が出席しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

会議の前にお願ひでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には挙手の上、指名をされましてから、マイクを使用してくださいませようお願ひ申し上げます。

それでは、協議会規約第11条第2項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

議長 それではまた、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

会議に入ります前に、会議運営規定第5条第2項の規定に基づきまして、本会議の会議録署名委員を指名させていただきます。大館市の中田直行委員、田代町の高坂清子委員をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

それでは、会議に入ります。

会議次第に従いまして、(1)協議を議題といたします。

協議案第20号、使用料、手数料の取扱いについてを議題といたします。

この案件につきましては、保育料の取扱いについて第7回の協議会から継続協議となっており、本日で5回目の協議となります。

前回の協議会では、大館市議会としては原案のとおりということであり、田代町議会としては平成19年度までは1市2町とも現状のままということでありました。また、比内町の場合は、大館市、田代町の考えを持ち帰って協議したいということでありましたが、平成20年度から国の基準の75%とすることについては、皆さん特に異論はなかったように思います。本日は、前回いろいろ議論いただいた平成20年度の統一に至るまでの方法に関して、保育料収入面での参考資料が提出されておりますので、これについて事務局からの説明を求め、その後に各議会での協議結果についてお伺いしたいと存じます。

それでは、事務局から追加資料の説明を求めます。

事務局 はい、議長。それでは、協議案第20号の使用料、手数料等の取扱いのうち、保育料の継続協議についてご説明いたします。

保育料につきましては、これまで4回継続協議となっておりますが、前回ご議論いただいた内容をもとに資料を作成してございます。その資料により、ご説明いたします。

別紙協議案第20号の追加資料をごらんいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

1ページをお開き願います。

追加資料は、1市2町の保育料の現行から平成20年度に至るまでの例として、これまでの議論をもとに5つのケースにまとめ、これに伴います保育料の収入見込額比較を示したものでございます。

1のケースが原案、事務局案として協議会に提案している内容でございます。図をごらんください。大館市を段階的に下げ、比内町、田代町を段階的に上げ、平成20年度に統一する、としております。この場合、平成17年度から平成20年度までの4年間分の現行保育料と1のケースを比較しますと、約3,200万円の減収となる見込みでございます。

次に、2のケースでございます。大館市を段階的に下げ、比内町を段階的に上げ、田代町を平成19年度まで据え置き、平成20年度に統一する、としております。この場合、保育料は4年間累計で約3,700万円の減収となる見込みであります。

次に、2ページの3のケースでございます。大館市を段階的に下げ、比内町及び田代町を平成19年度まで据え置き、平成20年度に統一する、としております。この場合、保育料は4年間累計で約4,000万円の減収となる見込みであります。

次に、4のケースでございます。前回、田代町の議会全員協議会の結論として報告がありましたケースでございます。大館市、比内町、田代町すべてを平成19年度まで据え置き、平成20年度に統一する、としております。この場合、保育料は4年間累計で約2,500万円の減収となる見込みであります。

なお、大館市が据え置きでございますが、図を見ますと下がってございます。これは、大館市が平成17年度に現在細分化している階層区分を、比内町、田代町と同様に国の階層区分に統一することによるものでございます。

次に、3ページの5のケースでございます。前回、佐藤副会長から提案された内容でございます。大館市を平成17年度に新市案まで下げ、比内町及び田代町を平成19年度まで据え置き、平成20年度に統一する、としております。この場合、保育料は4年間累計で約6,900万円の減収となる見込みであります。

以上で保育料の追加資料についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、各議会の協議結果についてお話しをいただきたいと思っております。

最初に、伊藤委員から大館市議会の状況をお話しいただきたいと思います。

伊藤 毅委員 議長、もしお許しをいただければ、比内町さん、田代町さんのご意向を伺ってからお答えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま、そういうことですけれども、よろしいですか。

それでは、比内町議会の状況を渡辺委員からまずお話しいただきたいと思います。

渡辺久憲委員 議長。比内町議会は、午前中に協議会を開催いたしました。

結論から申しまして、この前ですね、田代さんの方から出されました案のとおり、現行のまま移行して、平成20年度に国の基準に沿うことが適当でないかということであります。と申しますのは、たびたび申し上げておりますけれども、比内町、田代町の両者の場合ですと、合併になった途端に住民の負担が増えるということは、これは合併の目的ではないと思います。私たちは、たまたま大館さんが議会の中において問題になったということが出ましたけれども、自立した場合、合併したよりもさらに負担が増えたのではないかと、こういうことが話題になったということを知りましたけれども、私たちは、それが耐えられないからですね、やはり合併して、現在の行政の水準、現在の今の行政のサービスの質を下げないように、低くならないように、そのために、あるいは失うものがあるかもしれませぬけれども、比内町らしいものをなくする場合もあるかもしれませぬけれども、合併して現状のサービスの水準を守っていきたいと、こういう住民の意向を受けてですね、あえて合併に再協議の場に加わったわけでございますので、どうかひとつそこら辺ですね、大館の議会の方々にはご理解いただいて、少なくとも、この3年間は現状のままにして、20年からですね、先ほど申し上げましたように国の基準に沿うような形で、この保育料の問題にぜひ今日決着をつけて、新しい市に向かっての協議の場を進めていただきたいと、このような意向でございます。

以上です。

議長 この間の佐藤町長の私案では、大館市は3カ年間早めに下げるというお話しがございましたけれども、大館市のあり方については特にご意見はございましたか。

渡辺久憲委員 大館市の場合を上げるか下げるかは、それは大館市の議会並びに大館市の委員の方々のお考えだということです。

議長 はい、わかりました。ありがとうございます。

続いて、荒川委員から田代町議会の状況をお話しいただきたいと思います。

荒川邦隆委員 田代の荒川でございます。

うちの方でも10月8日、全員協議会を開催いたしまして、案の4ですね、従来どおりの確認したというところでございます。もう既に理由というのは長々と述べていますので、詳細は省きます。

以上でございます。

議長 一応、三者の意見を聞いてからということにしたいんですけども。（不規則発言あり。）発言は許しません。議長として司会をさせていただいておりますので、後ほど発言していただきたいと思います。（不規則発言あり。）議長の指示に従わない場合は、退場いただきます。はい、伊藤委員。

「議長、ちょっとうちの方の発言がまちがっておりますので、訂正させていただきたいと思います。」と発言する者あり。

議長 議長の指示に従わないときには……。（不規則発言あり。）

それでは、暫時休憩します。ただし今の場合は議長とご相談を別室でお願いしてから、議長の了解を得まして、議長よろしいでしょうか？（不規則発言あり。）議長の了解を得てるんですか？

「国の基準ではない。国の基準の75%のいわゆる……」と発言する者あり。

議長の方からもし発言がありましたらどうぞ。

渡辺久憲委員 国の基準の75%が20年度にですね。適当でないかなと思います。

議長 今の訂正を受け付けてよろしいですか？いいですね。

はい、それでは会議を再開します。

なお、できるだけ議長の指示に従って発言をお願いします。はい、伊藤委員。

伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

議会としては、きょうの10月12日の午前中に全協を開きました。基本としては、原案に賛成ということの確認はしておりますが、比内町さんも、比内町議会も田代町議会も現行のままというのであれば、議会だけというのではなくて、今、一般公募の委員の方々、それぞれの町の委員の方々もすべて納得をしていただける、町としての意見であれば、大館市としても現行のままというものはやぶさかではない。あくまでも我々は、原案支持ですが、その部分の現行のままという部分は、町の意見とするならば賛成をします。大館としては、原案ですので、原案の大館市は緩和措置を取りながら75%に4年後にはしていくということが一応確認をされております。

ただ一つ問題なのは、ぜひとも聞いてほしいと言われましたけれども、確かに急に段階的ながら75%に上げて、保育料が上がるのは大変困るという両方の町のご意見ですが、20年度に一気に75%に上がった方々に対しては、どういうふうにお考えになっているのかという部分をぜひとも聞いてくれと、こういうふうに言われましたので、どういうお話し合いをされたのかなというふうに、お願いいたします。

議長 ただいま大館市議会の方から両議会に、そのような状況をどう考えるかということでありますので、比内町議会、渡辺委員。

渡辺久憲委員 議長。その点については、突き詰めて協議しておりませんけれどもですね、3年間据え置くということは、やはり現状のまま据え置いてですね、20年に国の基準に沿うような形にしたということ、3年間経ちますと、ある程度ですね、住民の意識の中にですね、新しい市民だという感覚があるいは生まれてくるかもしれないと私も思っております。そうしますと、やはり地域的なそういうことではなくて、全体的なバランスに立った行財政の中においてですね、そういうこともあるいはやむを得ないだろうと、納得しなければならないだろうと、そういう意向が出てくるんじゃないかとは思っております。これは議会の全体の意見ではございません。私個人の意見ですけども、そういう意向であります。

議長 荒川委員、いかがですか。

荒川邦隆委員 私の方でも伊藤議長が言いましたけれども、議会の意見の多数を占めたということで報告しております。今、伊藤さんおっしゃったように、学識経験として出ているお三方の方で議会の権力とか、そういうのが及ぶわけでもありませんし、彼らは彼ら、自分の考えを持っていると思いますので、その質問には答えかねると。

それから、3年後に一気に上げる場合の、そういうなにかしらそこら辺の話、そういうことはいたしておりません。いずれも前回言ったように、合併即値上げと、そういうのを避けていただきたい

と。あまりにもすべてのものが違い過ぎてくる、その負のイメージ、マイナスのイメージをいくらかでも払拭していただきたいと、そういうのが根底にありますので、よろしくご理解していただきたいと思います。

議長 伊藤委員。

伊藤 毅委員 特別に議論はないんですが、もしよければ一般の方、一般という言い方もおかしいんですが、他の議会選出でない方々のご意見をぜひとも拝聴したいものだなと思ってます。

議長 高坂委員。

高坂清子委員 田代町の高坂です。

議会での統一が見られないのであれば、私個人の意見ですけれども、県が来年度から実施する子育て支援の見直しがなされている、おりますね。特に、保育料の保護者負担の大幅な軽減が考えられているようであります。そちらの方の、もしかして、ここで統一ができないのであれば、そちらの方の結論が出てから新市議会での審議をしてもらってもいいものではないでしょうかと私は思います。

議長 ほかに。はい、どうぞ。

佐藤信行委員 田代の佐藤信行でございますが、ただいま歯科の治療中でありましてお聞き苦しいと思いますが、ご勘弁をお願いします。

私の考えは、もうこんな考えでなかったんですが、この協議会の動きからすれば、私は田代案でいいこう思っていますが、今、伊藤議長からの大館市議会についてもありましたが、3年経って上がるということは、これも急激な変化だろうというご指摘のようではありますが、数字的に見てそうなると思います。でも、この3年間というのは、比内町の渡辺議長さんがお話ししたように、大館市民になったという自覚の上と、3年間は経過すると上がるということの移行期間だと、こういうことを議会の皆さんからは市民に、町民にご指導説明をしていただければ、これは解消される問題だと私は思います。

以上でございます。

議長 はい、小笠原委員。

小笠原 豊委員 田代の小笠原です。

違った意見で申しわけないんですが、町、町民のことを第一に考えて論議された議会の意向を尊重したい気持ちがないわけではないんですが、個人的に申し上げますと、この3年間据え置き期間に該当する人たちは、ある特定の人たちであって、そういう特定な人しか、この期間に該当する人しか恩恵を受けないという点を考えますと、負担の公平の原則により、そういうふうなものが協議案にのってあるように、その辺から考えれば、不公平感があるのではないかなということを感じますし、住民に負担を求めるものについては、公平性及び公正性を確保しつつ急激な変化を及ぼさないように十分配慮するという新市建設計画の作成方針と一致しなくなるのではないかなということと考えますと、平成20年度に国基準の75%に統一するということに関しては、少しずつ下げるか、田代町の場合は少しずつ上げるというのが妥当なのではないかなというふうに感じております。

議長 ほかにご意見ございませんか。はい、中田委員。

中田直行委員 大館の中田でございます。

この問題、確かきょうで4回目だと思いますけれども……。

議長 5回目です。

中田直行委員 5回目ですか。十分、意見は尽くされたというふうに思うわけでありまして、最終的に20年度に事務局の原案に統一するというところまでは意見が一致したと。比内町議会、田代町議

会においては、3年間据え置きしてほしいと。これについても、これ以上議論をしてもあまり成果が見られないのではないかと思います。大変大事な問題ではありますが、このことばかりに時間をかけ過ぎるのというのはちょっと疑問でありまして、この辺で結論を出してもいいと思います。

結論としてはですね、個人的には事務局案の第3案、比内町、田代町を3年間凍結する。20年度に事務局案にする。大館市については、いろんなこれもお考え方おありだと思いますけれども、原案の方式で20年度に統一する、こういう形が客観的に納得が得られる方向じゃないかと思います。この辺で結論を出していただきたいと思います。

議長 伊藤さん、じゃあよろしいですか。さっきから質問で終わっちゃいましたけれども。特にご発言がありますか。いいですね。皆さんの意見を聞きたいということでしたので、皆さんにご意見を伺いましたけれども。

伊藤 毅委員 議会の意向という部分では、田代町さんは皆さんお話ししたんですが、比内町さんのご意見をぜひとも聞いてくれと、これ議会側の要望ですので、ぜひとも聞かせていただきたいなど。

議長 そうですか。それじゃ手短かに、それでは皆さん順番にご発言ください。はい、どうぞ。はい、どうぞ武田委員。

武田砂代子委員 比内町の武田と申します。

ただいまの1市2町の議長さんからのご報告とお話しによりますと、大館市は最初から段階的に下げのご意見であったと思いますし、田代町は19年度まで据え置きにして、20年度に統一ということは、前回お聞きしておりました。比内町も19年度まで据え置いて、20年度に統一するとすれば、やはりこの案の でよろしいのではないかなと、そういうふうに思います。あとは、住民の方々に納得のいくような説明と話し合いをしていただければよろしいのではないのでしょうか。

議長 比内町の委員の皆さんで、ほかにご意見ございますか。はい、若松委員。

若松栄三郎委員 比内町の若松です。

先ほど高坂さんからもお話しありましたけれども、国あげて少子化対策を取らなければだめだというのは、これは現実の問題ですけれども、秋田県が来年からそういう施策を取るということなので、感情の問題よりも3年後ぐらいになれば、いろいろな施策が新たなものの考え方として出てくるということで、3年間凍結して20年度からやるということに対して、私個人として賛成でございます。

議長 仙台さん、よろしいですか。

仙台隆義委員 比内の仙台であります。

当初から、この案件が提案されたときから修正案の見直しが必要でないかと言ってきたものでございますけれども、今回このような5案出されまして、特に、大館さんは当初から原案ということで年次的に引き下げという考えが強かったわけですが、その後、田代さんの方の修正案が出されました内容が一変してきました。私はこれまで訴えたいのは、これまでの会議の中で県のそういう子育て支援策が17年度から抜本的に見直されると、これは皆さんもご承知であります。時間が経つにつれて内容が一変してきた状況の中で、やはり今回、当局が提案されました5案の中では、この3案の田代と比内は20年度から、19年まで現行で20年度に統一変更になると。そして、大館さんは原案のとおり引き下げをしていただければと思います。

議長 さて、伊藤さん、よろしいですか。じゃあ皆さんご発言がありましたけれども。

それでは、ちょっと皆さんにお諮りしたいんですけども、高坂さん、やはり3案では反対ということですね。であれば、決を取ることにいたしますけれども。

高坂清子委員 どちらかと言えば、案 当初案に賛成なんですけど……。

議長 そうですか。やむを得ません。

それでは、そろそろこの辺で結論を出すべきだということでもありますので、全員で異議なしという具合にはどうもいかないようでありますけれども、採決ということによろしいですか。はい、小笠原さんは？意見？どうぞどうぞ。そろそろまとめないとね、ですから採決させていただきたいと思うんですけれども、だめでしょうか。

小笠原 豊委員 採決の前に、ちょっとどうしてもお尋ねしたいことがありまして……。

議長 はい、どうぞ。

小笠原 豊委員 平成20年度に国基準の75%にするということに……。 (不規則発言あり。)

議長 菅原委員、これ以上の発言がある場合には退席いただきますから。これが最後通告です。

はい、どうぞ。

小笠原 豊委員 国基準の75%にするという議論をしてきたんですけれども、これまで国基準の具体的な数字が資料として提示されていませんので、その金額がわからなかったんですが、個人的に調べてみて、その数字と事務局案を照らし合わせて計算してみたんですが、その結果、75%、すべての階層において75%になっているわけではないのです。0歳から2歳児までは国基準の1から7のすべての階層、2階層においては75%になっておりますが、3歳児においては階層4までは概ね75%になっておりますが、階層5では国基準の67%、階層6では国基準の48%、階層7に至っては国基準の36%という、そういう料金案になっております。国の基準は3歳未満と3歳以上という分け方しかしていませんので、事務局案の4歳以上においては、さらに低いパーセンテージになって、それぞれ62%、45%、34%というふうになりまして、すべての階層で75%というふうになっていないわけです。

だから私が申し上げたいのは、負担力が低く、料金を軽減すべき階層に対しては、国基準の75%を負担させ、より負担力の大きい階層に関しては、国基準の60%から30%しか負担を求めているというのは、不自然じゃないかと、公平性に欠けるのではないかというふうな感じがありまして、きちんとした合併を機に累進的な負担にした方が公平性が保たれるのではないかと、そのように考えましたので話をさせていただきました。

議長 お話を伺いました。

それでは、ほかにご意見ございませんか。

議事進行の仕方でありまして、今まで採決というやり方は取っておりませんが、賛成、反対でどうしても意見がまとまらなくて、そろそろこの辺で結論を出さなければ、これ以上、5回目以上の協議というのはいかがかという意見がありましたけれども、どうでしょうか。議事進行のまとめの方向でですか。はい、どうぞ。

伊藤 毅委員 大館市の議会としては、きょう多分、内々のお話しがありましたので、比内町さんが据え置き20年に75%、田代町さんからは聞いているとおり3年間据え置き、20年の75%、こういう案が多分意見として強く出てくるだろうと。こういう場合には、やはり我々は比内町さんと田代町さんのご意向を飲むべきではないのかなという意見が大館市では強くありましたので、我々としては、大館市、原案賛成ですが、その意向を十分に尊重するとすれば、第3の案を議会としてはぜひともお願いできないのかなというふうにしております。

議長 それではですね、ここで皆さんに、委員の皆さんいろいろご意見いただきましたけれども、今、伊藤さんからお話しございましたけれども、3案ということで表現はともかくとして、19年度から大館市については段階的に下げ、比内町、田代町は現状を維持して20年度から国の基準の75%、この統一の仕方については事務局で示した原案のとおりということでもありますので、表のことで念のた

めに申し添えます。ということで、意見が集約されてきております。

そこで、もちろん賛成反対両論あると思いますので、この際、恐縮でございますけれども、採決ということでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

それでは、採決させていただきます。はい、どうぞ。

高坂清子委員 すいません。議長よろしいでしょうか？私、さっき提言したんですけれども、ここで決を取るとなれば第1案賛成とこう言いましたけれども、大館市さんが第3案に賛成ということであれば、私もそちらでいいんでないかなと思うんですけれども……。

議長 そうですか。

高坂清子委員 議会さんで結論が出なかった場合は、県の方の結論が出てからということをお願いしましたけれども、はい。

菅原金雄委員 議長、議事進行について発言させてください。まとめるために。

議長 特別によろしいですか。じゃあ、異議がないようですから、どうぞ、一言。

菅原金雄委員 菅原です。立って発言させていただきます。お許しいただいて、ありがとうございます。

比内町の場合も、あるいは大館市さんの場合も、いわゆる協議会に来る前段の中で意思統一を図りながらここに私は出席しておるものとおったんです。田代さんのようにばらばらの意見が出てきたとすればですね、どうも私は前段の意思統一のための会が何か持ち方が自治体によって全部違うのかなということ疑問に思ったわけなんです、これはそういうことではないのですか。私たちは、少なくとも意思統一をしながらここに出席しようということでは会合を持ってから来てますよ。

議長 これは、ただいまの意見は、多分、異論があると思います。いろんな意見があると思います。ですから、私とすれば、ただいまのやり方について、今この進め方、現在の決の取り方についてまずさきに話を進めさせていただき、その後で菅原委員からのご質問についてはいろんな意見があると思いますので、私それ自身は、私の進め方としては委員は個々にご発言する自由があると考えております。したがって、個々の委員の発言の仕方について、意思統一されている、されていないという具合の指摘は、個々の委員の意見を制圧することになると思いますので、私としてはそのような質問について答えさせる義務はないと思っております。それは、誠に恐縮でございますけれども議長の判断で、どうかひとつ個々の委員の発言についての許可する、させないを判断させていただきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは……。できるだけ手短かに。

佐藤賢一郎副会長 比内の佐藤です。

最終的に、どうしても個人個人の意見をこのところで採決という形に出さなきゃいけないということになるのであれば、それはやむを得ないことだと思うんですが、その前に、せっかく大館の方から第3案という非常にそれぞれの自治体で受け入れやすい提案があったので、できれば各自治体ごとにこれを受け入れていいかどうかを、ちょっと協議してもらって、そして、それぞれのところで受け入れていいじゃないかというふうな結論が出る可能性が私かなり高いと思うんで、もし、それが出るのであればそういう形で決めていただいた方が、この問題については一番いいんじゃないかなというふうに思います。

議長 きわめてわかりやすく聞きたいと思います。

まず、3案について異議ありという方いらっしゃいますか。いませんね。

佐藤賢一郎副会長 じゃあいいです。

議長 いないようでありますので、それではお諮りしたい……ありますか？異議あり？あり。もう質問は許しません。異議ありかどうかだけ言ってください。異議ありですか？（不規則発言あり。）じゃあしょうがないですね。せっかく今ここでまとまろうとしているんですけども、異議なし？（不規則発言あり。）異議ありですね。

小笠原 豊委員 段階的に下げることについては、上げたり下げたりすることについては異議はないんですが、先ほど申し上げた具体的な金額について異議があるんですが、75%にしなきゃいけないという（不規則発言あり。）それを、議会できちんと検討していただくのを前提にであれば同意します。

議長 すいません。暫時休憩します。

（休 憩）

議長 それでは、ちょっとここで休息を解きましてですね、もう一回案の出し方について申し上げますけれども、一応、第3案ということですが、小笠原委員が言っていた公平の原則に照らしてですね、新市に移行する段階においては、これらの負担の公平の原則ということでは、もう一度その辺を十分に検討すると、直すか直さないか検討した後に決まるものでございますけれども、検討するという条件を付してということでの案をお諮りしたいと思います。ご異議のある方いらっしゃいますか。ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それでは、協議案第20号については、以上の協議結果のとおり、この一部協議ということは今後も継続としていくということで、新議会になった場合に十分に検討をまた加えるということを加えて決することといたします。大変御苦労さまでした。

次に、協議案第49号、事務組織及び機構の取扱いについてを事務局の説明を求めます。

事務局 協議案第49号、事務組織及び機構の取扱いについてご説明いたします。

「議事進行、そこ、きちんと宣言してください。

議長、ちゃんと再開してください。」と発言する者あり。

議長 再開？再開したつもりですけどもね。ああ、そうですか。

じゃあすいません。改めて申し上げます。再開します。何回でもやります。

委員の皆さんからいろいろご意見をいただきましたけれども、第3案ということで提案したいと思います。ただし、小笠原委員の方からもお話しございましたけれども、公平の原則に照らして今後新市移行の際には、75%に限らず公平性の原則という点から十分にこれらの案についてはまた皆さんで検討を加えると。ただし、加えた結果、原案どおりという場合もあり得るということも含めてご提案申し上げたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、それでは20号については原案のとおり承認されました。

協議案第49号について、それでは移ります。事務局の説明を求めます。

事務局 協議案第49号、事務組織及び機構の取扱いについてご説明いたします。

第11回協議事項の2ページをお開き願います。

事務組織及び機構の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

囲みの中が調整方針でございます。読み上げます。

合併後の事務組織及び機構については、市民サービスが低下しないように十分配慮し、次の事項を基本として整備する。

また、合併後においては、適宜、その組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正を図るものとする。

基本事項

1. 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
2. 市民の声を的確に反映することができる組織・機構
3. 地域コミュニティの推進を図ることができる組織・機構
4. 行政課題に迅速かつ的確に対応することができる組織・機構
5. 簡素で効率的な組織・機構、としてございます。

次に、具体的な調整内容につきましては、参考資料の方でご説明申し上げたいと思いますが、さきにお渡ししてございました参考資料に一部訂正箇所がございます。本日、正誤表をお配りしてございますので、訂正して下さるようお願いいたします。

参考資料綴り3ページの33行目でございます。協議案第49号資料2、本庁と総合支所役割分担に関する基本指針のうち、5の計画策定と進行管理の項目でございます。正誤表を見ていただきますと、下線の部分が欠落しておりましたので、訂正して下さるようお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、参考資料の内容についてご説明申し上げます。

説明は、企画専門部会の担当が申し上げます。

中山吉行企画部会関係職員 企画専門部会の中山でございます。

参考資料の方、ご説明申し上げます。

参考資料綴りをごらんになっていただきます。1ページでございます。資料の1でございます。

左の方は、現行の大館市、比内町、田代町の組織・機構でございます。

大館市は、市長部局は5部19課1館3室でございます。字の間違いが一つあります。3の市民部の保険センターの「けん」が「健康」の「健」の誤りでございます。ご訂正をお願いします。ほかに、市立病院、企業会計として1カ所ございます。それから、会計課、水道課、それから工業用水道管理事務所、教育委員会は4課5館1所でございます。それに行政委員会といたしまして、4つございます。それに、審議会の事務局がでございます。

比内町でございます。比内町は、現行は10課1病院でございます。教育委員会は、2課1館の構成でございます。行政委員会は3つ。それに町の議会事務局がでございます。

田代町は、町長部局が7課1室1保育園でございます。教育委員会は2課でございます。行政委員

会は3つ。それに町の議会事務局がございます。

右欄の調整方針でございます。4つに調整、まとめてございます。

まず1つでございますが、第2回合併協議会における新市の事務所の位置の確認を受けまして、比内町及び田代町に総合支所を置く、というものでございます。

2つ目は、組織・機構は現行大館市を基本といたしまして、総合支所は本庁の業務内容と連携した組織とする、というものでございます。

3つ目は、本庁は管理機構を集約し、市全体の全般的な事務を行い、各地域における市民と直結した事務を担う各総合支所と綿密な調整を図りながら、合併後の均衡ある発展を推進する、というものでございます。

4番目でございます。本庁の大館市庁舎は、執務スペースの現状からして、すべての機能集約が困難な状況にあることから、総合支所となる比内町庁舎に水道部、これは来年4月に新設する予定でございます。田代町庁舎に教育委員会をそれぞれ分庁する、ということにしております。

次のページをお願いいたします。

資料の2でございます。本庁と総合支所の役割分担に関する基本指針でございます。

総合支所の位置づけ。総合支所は、地方自治法第155条第1項の規定によりまして、これは後でご説明申し上げます。市長の権限に属する事務を分掌させるために設置する支所で、地域住民の利便性を確保しつつ、地域振興やコミュニティ活動を支援し、地域課題に迅速かつ的確に対応するため、比内町及び田代町、それぞれの特定区域を限り、主として市の事務全般にわたって事務を司る総合行政機関でございます。

2つ目でございます。総合支所の機能と権限でございます。総合支所には、所管区域内の地域づくりを推進するため、予算要求、調整、執行、即決、完結など、次の機能を持たせる、としてございます。

まず1番目は、地域計画の策定でございます。本庁が策定する総合計画など各種計画における所管区域にかかわる事項について、本庁と綿密な調整を図り、積極的に参加する。また、市単独事業のうち、地域固有の課題解決や地域活性化を図るための施策事務事業については、総合支所みずから企画立案、実施する、というふうにしてございます。

2つ目でございます。総合支所における予算要求、調整と事務事業執行でございます。総合支所で執行する事務事業のうち、国、県補助の事務事業や直接予算要求に属さない市単独の事務事業については、総合支所内における事前調整、本庁との調整を経て、総合支所各課が本庁所管部課を通じて予算要求をする、ということでございます。

また、総合支所は地域づくりの拠点となる総合行政機関として、地域内の施設の維持補修など、地域ニーズに迅速かつ的確にこたえるため、予算の定めるところにより事務事業を実施する、ということでございます。

3番目でございます。総合支所長の事務権限でございます。NPOや地域づくり団体など、市民活動への支援、道路維持改良など地域ニーズに迅速、柔軟、的確に対応するため、予算の定める範囲内において総合支所長の裁量で機能的に執行可能な予算を創設する、ということでございます。

4番目は、総合支所管内の公共施設等の管理運営は、原則として総合支所が行う。

それから、5番目でございます。地域住民との協働でございます。総合支所は、常に地域住民からの情報収集や情報公開を行い、地域住民との協働により地域の総合的な振興に努める、としてございます。

大きい3番目でございます。総合支所の組織・機構でございます。それぞれの総合支所に総合支所長のもと、5課10係を置く、としてでございます。総務課には、総務係、税務収納係、管財係の3係でございます。総務係は、企画部門と総務課、現在の総務課の事務を束ねてでございます。税務収納は、税務の賦課は本庁で、主に税の証明、それに収納業務でございます。管財は、田代町は現在地籍調査を実施してございますので、そのスタッフを置くことにしてございます。市民課でございます。市民課は、市民係と保険係、2係を置く予定でございます。住基は一本に統一しますので、2つの総合支所には端末が置かれるという予定でございます。福祉環境課は2係、福祉係と生活環境係でございます。産業課は、農林係、商工観光係でございます。建設課については、建設係1係でございます。それぞれ、大館市議会の所管委員会の縦割りで課を配置してございます。

4番目でございます。重要施策の協議調整及び情報共有でございます。

まず1つ目は、本庁各部ということで、所管する業務に関する情報を総合支所に対しまして適時適切に提供する、ということでございます。

2つ目は、総合支所については、本庁に対して地域の情報を適時適切に報告する、としてございます。

総合支所長でございますが、これについては協議などに出席する、としてございます。

4番目でございますが、総合支所各課と本庁各部課は連絡調整のための会議を開催する、としてございます。

5番目、計画策定と進行管理でございます。先ほど追加の訂正のお願いをしたところはこの部分でございます。本庁は総合計画や施策の基本的な計画、指針の策定を行う。総合支所は、所管区域における各種計画の策定を行うということで、役割分担を図ってございます。

総合支所と本庁との連絡調整には、2つ書いてございます。

まず1つでございます。所管区域における各種計画につきましては、市民や団体との意見交換を踏まえまして、総合支所が主体的に策定、進行管理する、としてございます。

2つ目でございます。本庁で策定する各種計画と総合支所の関係でございます。本庁各部長は、総合支所長から意見を聞くとともに、その処理計画の結果を総合支所長に報告する、としてございます。

また、総合支所長は、これらの計画等について見直しが必要と考える場合は、本庁の所管部長に対し、意見を述べる、ということにしてございます。

6番目は、総合支所の事務権限としまして、現地即決機能を記載してございます。

まず、1つ目でございます。許認可届出につきましては、可能な限り総合支所に行ってもらおう、というふうにしております。

それから2つ目、税等の収納、各種証明書の発行等、いわゆる窓口業務につきましては、可能な限り総合支所が行う、としてございます。

3番目でございます。総合支所を通じて予算化された補助金、貸付金等の交付決定等は、原則として総合支所が行いまして、全市的な調整については本庁が行う、としてございます。

市単独事業にあたっては、施工箇所決定から補助金交付、事務執行まで総合支所が責任を持って行う、としてございます。

また、地元の調整手続きにつきましては、原則として総合支所が行う、としてございます。

契約に関しましては、工事請負契約締結等の決裁権限を総合支所に持たせまして、一定の金額以上の契約については、契約検査課と合議するとしてございます。

5番目でございます。地域内の公共施設等の維持管理や運営は、原則として総合支所が行う、とい

うふうにさせていただきます。

7番目でございます。情報収集と発信機能でございます。ここでは、総合支所は民意を把握するためのアンテナというふうに書いてございます。それから、市民に市の運営方針を伝える情報発信の役割としてございます。

その1つ目でございます。総合支所ごとに、市民や地域の団体等との意見交換に努める、としてございます。

それから、2つ目でございます。ワンストップサービス、1カ所に行ったらたらい回しにしないですべてのことができるように、市民サービスの向上を図ってまいりたい、としてございます。

それから、3番目でございます。地域からの陳情、要望につきましては、総合支所が対応していただくと。ただし、全市的な施策等につきましては、本庁所管部に対して速やかに報告していただく、としてございます。

8番目、条例、規則等の制定改廃でございます。制定改廃につきましては、その事務事業を直接所管する本庁、または総合支所が行う、としてございます。

総合支所の所管区域に密接に関連する条例、規則等の制定改廃にあたっては、これは本庁、支所間で十分調整を図りまして、総合支所が本庁所管部に合議する、というふうにしてございます。

次のページでございます。

資料の3は、組織に関する関係法令をまとめてございます。

まず、真ん中の地方自治法第155条、これは支庁、地方事務所、支所等の設置についての規定でございます。この第1項に関しまして、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に最後のところで、市町村にあっては支所また出張所を設けることができる、という規定があります。これが、根拠法令でございます。

第2項で、支所もしくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない、としてございます。

3項では、第4条第2項の規定ということで……。

議長 事務局、簡単に。

中山吉行企画部会関係職員 はい。これは、事務所の設置または変更の地方自治法の規定でございます。変更するときは住民の利用に最も便利であるように、というふうな規定でございます。

それでは、一番下の158条は、これは市町村の部課の規定でございます。権衡を資しないように定めなければならない、という規定でございます。

1番上の第2条に戻っていただきまして、14項は、第2条14項は、これは当然のことで、住民の福祉増進、最小の経費で最大の効果、という規定でございます。

15項は、参考までに見ていただければわかります。

次の7ページは、用語の解説を載せています。これは、学者の意見でございます。総合支所とは何か、単なる支所は何か、出張所は何か、ということでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明ございました協議案第49号について、それでは質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いします。どっちから……あとでいいの……そっちから手が上がったよ。じゃあ、佐藤信行委員。

佐藤信行委員 ただいま説明いただいた参考資料の1の調整方針についてであります。4番目の本庁の大館市庁舎のところの下から2行目になりますが、さきの住居表示の地名で言いますと、大館

市早口とか山瀬とかそうなりまして、田代町という町名はなくなったわけですが、ここで言う田代町庁舎ということは、これはこうなるということでしょうか。今、仮称なのでしょうか。どちらなのかお尋ねいたします。

議長 事務局。

中山吉行企画部会関係職員 これは、あくまでも現在の田代町庁舎ということで表現をしています。

佐藤信行委員 そのことはわかりました。

そうしますと、17年の7月、あるいは8月でもいいですが、今ころは庁舎の、市庁舎の名称は何となる、想定か何かございますか。

議長 はい。

中山吉行企画部会関係職員 大館市役所田代総合支所庁舎というふうに呼ぶと思われれます。

議長 佐藤委員。

佐藤照雄委員 事務組織及び機構の取扱いの4ページですけれども、本庁と総合支所の役割分担に関する指針中の6の(4)の「本庁の総務部契約検査課の所管事項を除き、工事契約等の決裁権限を持たせ」とあるわけですが、この権限について伺います。その背景には、当方の議会で2年前に合併調査特別委員会を開いた際に、産業関係団体との懇談会をもったわけですが、そのときの商工会、建設業組合、建設技能組合、森林組合の共通する心配する事項、問題として、合併により納品や発注が減り、反面、範囲が広がることで同業者が増え、競争が激化し、深刻な事態となる。地域内の仕事は地域業者を優先させてほしいと、こういう願いが述べられておったわけですが、こうした際の、この場合のそういう意味での願いが込められた権限になるものかどうかについて伺いたいということと、要望を伝えておきます。

議長 質問と要望でありますので、まず、質問から答えください。

中山吉行企画部会関係職員 総合支所長は、今のところ部長級を予定してございますので、本庁の部長級にあわせた決裁権を持たせようということで検討中でございます。

それから、一定の金額以上の云々ということは、具体的に言えば、例えば備品購入については本庁で一括して購入していますけれども、金額、一定の金額以下については支所長の権限で購入できるようにしようというふうにただいま検討してございます。

それから、入札の関係については、ご要望を承りました。

議長 要望として承ったということでありまして、よろしいですか。

ほかにごいませんか。はい、伊藤委員。

伊藤 毅委員 2ページの、資料の2ページの総合支所の位置づけというところの文章の4行目、「それぞれの特定区域を限り」という、この特定区域の部分は、現比内町自治体の範囲、現田代町自治体の範囲を特定区域としたものかどうかと。

議長 はい、事務局。

中山吉行企画部会関係職員 そのとおりでございます。これは、7ページにある用語の解説を見ていただければおわかりですけれども、学者の見解はその用語を用いておりますので、同じように用いさせてもらうということでございます。

議長 ほかにご質問、ご意見ございませんか。

「なし」の声

議長 ないようであれば、お諮りしたいと思います。

協議案第49号について、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、協議案第49号は原案のとおり決することにいたします。

次に、協議案第50号、一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。はい、事務局。

事務局 協議案第50号、一般職の職員の身分の取扱いについてご説明いたします。

第11回協議事項の3ページをお開き願います。

一般職の職員の身分の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

困みの中が調整方針でございます。1から4までございますが、その内容につきましては参考資料の方でご説明申し上げたいと思います。

さきにお渡ししてございました参考資料綴り、協議案第50号資料1のうち、職員の職名について一部記載漏れがございました。11ページでございます。本日、訂正した参考資料を差し替え分としてお配りしてございますので、その資料をごらんいただきたいと存じます。大変申しわけございませんでした。よろしく願います。

それでは、参考資料の1ページから2ページにかけて、職員の定数及び職員数について記載してございます。失礼いたしました。参考資料の8ページから9ページにかけまして、職員の定数及び職員数について記載してございます。

大館市は、市長事務部局職員、各行政委員会職員等あわせまして、9ページにございますが、定数合計1,043人に対しまして実配置合計が941人でございます。比内町は、定数合計285人に対しまして228人。田代町は、定数合計121人に対しまして110人の実配置となっております。

次に、9ページ中段から11ページにかけまして、職員の職名を記載してございます。市長、町長部局、教育委員会における事務吏員、技術吏員、その他の職員に区分してございます。

また、12ページから13ページにかけましては、級別の職務分類を記載してございます。行政職給料表級別標準職務表として、大館市は1級から9級、比内町及び田代町は1級から8級となっております。

次に、14ページに給料表及び初任給について記載してございます。

これらの項目についての調整方針としましては、8ページにお戻りいただきたいと思いますが、8ページ右欄に調整方針を記載してございます。

1. 比内町及び田代町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ、としてございます。

2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める、としてございます。

3. 職員の職名及び任用要件については、現行の大館市の制度に統一する、としてございます。

4. 職員の給与及びその他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする、としてございます。

また、15ページから16ページにかけまして、一般職の職員の身分に関する法令の抜粋を記載してございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 それでは、ただいまの説明について質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。はい、菅原委員。

菅原金雄委員 この50号の一般職の身分の取扱いの1、項目の1ですが、これはすべて新市の職員として引き継ぐということですが、これには大館市はいらないのでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局からご説明いたします。

合併形態がですね、編入合併となつてございますので、大館市の職員の身分はそのままでございます。それで、比内町さんと田代町さんの職員の身分について述べさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、仙台委員。

仙台隆義委員 比内の仙台であります。

今、参考資料によれば定数が1,449人に対して、実配置が1,279人という、単純にいうと約12%の削減の職員で頑張っておられると。これが現在でありますけれども、先般、財政計画の考え方としていろいろ向こう10年間の資料が出されましたが、あれを見ますと、17年度の合併時に比較して向こう10年間、平成26年度までは20%削減すると。そうしますと、この20%というのは、この参考資料を見るには比内町の職員が全員なくなるという計算になります。10年間を単純で申しますと、1年間23人から24人の職員が減っていくと。非常に経費削減については賛成でございますけれども、今、49号で市民のサービスを低下させない機構にされたと。ところが、職員の適正につきましては、新市の計画で策定していきたいということで今は示されませんが、考え方としてはどのような手法を取られますか、教えてください。

議長 はい。

松田芳尚総務部会関係職員 松田と申します。

市民サービスと、それから職員の削減、そうしたバランスの関係かと思えますけれども、基本的には、10年間で、合併後の定数計画、合併後作成するわけでありまして、そうした中でサービスを低下しない中で、どうバランスを取っていくかということにつきましては、退職者の補充率を、まだこれからの計画になりますけれども、およそ25%という中で計画していきたいと考えております。この25%につきましては、現状の大館市の、今、職員数でございますけれども、人口1,000人当たり6.9人の現状でございます。この現状の6.9人、これを目標に10年間の計画の中で策定していきたいというふうに考えております。現状の大館市の取った人数の中で、低下しない中でいきたいと考えているところであります。

議長 どう減らすかという話と、減してサービスが落ちないかという2点質問があったんですけども、2点目について。

松田芳尚総務部会関係職員 サービスの低下ということですが、今申し上げましたように現状の、人的には現状の大館市の人数を確保していきたいと。そうした中で、組織の機構なり、それから効率化等ですね、検討した中でサービスを低下させないと。

議長 それだと、ちょっとわかりにくいな。どう減らすかっていう話は返事があったけれども、一番難しい、答えるのは確かに大変だけれどもね。はい、どうぞ。

中山吉行企画部会関係職員 これにつきましてはですね、IT化をできるだけ進めまして、あとは、

市民との協働と言いますか、できるだけ市民にできることは市民にやっていただくという形の行革を徹底して進めてまいりたいと考えてございます。

よろしくご理解をお願いいたします。

議長 ただいまの質問に対しての答えは、不補充をとというわけです、頑張っってやっていくということですね。それから、行革をやってサービスの低下を招かないように努力していくという2点です。

仙台隆義委員 今、考え方を聞きましたので、ありがとうございました。

議長 ほかに。伊藤委員の方から。

伊藤 毅委員 全協の中で聞いてくれというのがありましたので、一つお願いします。

我々議員の場合もそうですが、給与関係の部分、今、一緒ではないと思いますが、これをどのように扱う、最終的には同じ給料でなければならないわけですが、どのような形でもっていこうとしているのか、今現在の段階でよろしいので教えていただきたい。

それと一つ、これはあってはならないし、あることではないと思うんですが、多分、どこの町とは言いませんが、秋田県内でも合併と同時に一律に職員の身分を上げたという悪例がありまして、一度上がってしまうと、なかなか職員の身分は下げることができませんので、その部分が懸念される恐れがあるのではないかとありましたが、これはないと考えてよろしいと……これ質問してもいいわけありませんでしょうね。

議長 どうぞ、何なりと質問してください。

伊藤 毅委員 ないということで、わかりました。

山本 貢総務部会長 総務部会の専門部会の方の部会長をやっております山本でございます。大館の山本でございます。

ただいまの質問でございますが、人事に関する基本的な考え方、現在までの考え方でございますけれども、今、この資料にもあるように合併特例法で職員の身分については合併した段階では公平に扱ってくださいよという規定がございますように、やはり公平性を第一に考えてございます。それで、先日、1市2町の首長さん方で基本的な考え方をお話ししてございます。その方向性をちょっと申し上げたいと思いますが、今大館市の職名に統一するというところでございます。これは、編入合併でございますので、あえてこういう形で話しております。

それから、2点目については、この組織の機能性を発揮するというところで、組織的な形になるんですが、支所長については総合的な部長職をあげたいということ。

それから3点目でございますが、比内、田代の課長級、あるいは課長補佐係長級の職ということについては、現行の給料等級をそのまま大館市の給料表の同等級へ格付けをするということでございます。役職名は、その等級による、ということの基本としたいということでございます。

それから、これがまず大事でございますが、4点目でございます。職員の給料の不利益が生じないような形にしたいということでございます。すべて基本は公平性ということが基本になってございます。このような形を考えてございます。

それから、後半の方のご質問で、合併に際して何と申しますか、身分を上げて合併するようなことのないようにということでございますけれども、大館市としては、両町についてはそのようにしていただきたいと。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 ないようでありましたらば、協議案第50号について、一般職の職員の身分の取扱いについてでありますけれども、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、50号は原案のとおり決しました。

協議案第51号、特別職の職員の身分の取扱いについてを議題とします。事務局の説明を求めます。
はい。

事務局 協議案第51号、特別職の職員の身分の取扱いについてご説明いたします。

第11回協議事項の4ページをお開き願います。

特別職の職員の身分の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

困みの中が調整方針でございますが、その内容につきましては、参考資料の方でご説明申し上げます。

それでは、参考資料綴りの17ページ、協議案第51号資料1をお開き願います。

1の審議会、委員会等の附属機関の委員及びその他の特別職でございます。1市2町の共通する主なものとして、行政改革推進審議会委員から文化財保護審議会委員まで並べてございます。また、このほかに共通する附属機関の特別職としては、行政協力員や交通指導隊員、国民健康保険運営協議会委員、介護保険事業計画運営委員会委員などありますが、これらにつきましては、既に関連するそれぞれの協議項目の中でご確認をいただいておりますので記載してございません。

また、消防団員につきましては、次回に別項目で協議を予定してございます。

なお、今回の合併の形態は編入合併となっております。この編入合併の場合は、編入される側の審議会、協議会などは消滅し、委員は身分を失うという原則がございます。この点を踏まえまして、調整方針をまとめてございます。

17ページ右欄をごらんいただきたいと思っております。

大館市、比内町、田代町ともに同種の附属機関が置かれている場合は、比内町及び田代町の委員については新市に引き継がないものとする。ただし、合併後の当該附属機関の委員の構成については、比内町及び田代町の実情を十分に考慮して、適切な措置を講ずるものとする、としてございます。

次に、18ページをお開き願います。

審議会、委員会等の附属機関の委員及びその他の特別職で1市2町に共通していない主なものとして、大館市は障害者自立生活センター運営委員から19ページの勤労青少年ホーム運営委員会委員まで記載してございます。同様に、比内町は高齢者生きがいセンター運営委員会委員から地域行動計画策定協議会委員まで。田代町は避難対策委員会委員からスポーツ奨励員まで記載してございます。

調整方針としましては、比内町、田代町に置かれている附属機関で、大館市に同種のものがない場合は、必要に応じて当該附属機関を新市に引き継ぎ、委員の構成については、実情を考慮して適切な措置を講ずるものとする、としてございます。

次に、20ページをお開き願います。20ページから22ページにかけまして、特別職の職員の身分の取扱いに関する関係法令の抜粋を記載してございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。はい、菅原委員。

菅原金雄委員 編入だからと言われればそれまでですが、この17ページの調整方針の中の中ごろから「ただし、合併後の当該附属機関の委員の構成については、比内町及び田代町の実情を十分に考慮して、適切な措置を講ずる」となっていますが、これは具体的にはどういうふうな意味でしょうか。

議長 はい。

松田芳尚総務部会関係職員 ご質問でございますが、合併後の……今おっしゃいましたように、大館市の組織がそのまま残るんだと。そうした中で、ここの調整方針では、条例、要綱、できるだけ改正しながら、田代町、それから比内町からの委員の選任についても選任するよということ、今現在、所管の担当の方に指導してございまして、まだ調整中といいますか、すりあわせができていない部分が多いわけですが、基本的には条例等を改正しながらですね、田代町、比内町からの委員もできるだけ等しく選任すべきだということ、今進めてございます。

議長 はい。

菅原金雄委員 切り替えが大変私は難しいと思うんですよ。やっぱり一時たりとも空間のできる期間がないようにしていただくとすれば、その調整方法を十分考えてやっていただかないと、まるっきり空洞化になってしまう恐れがあるので、そこら辺の調整はどういうふうな時間帯を設けて調整するという計画ですか。

松田芳尚総務部会関係職員 条例、要綱、あるいは審議会、委員会等によってですね、それぞれ違うわけですが、合併後、直ちにはとれない部分もあるかもしれません。任期の関係等、定数の関係等ですね。それにつけても、合併後、速やかにそうした改正なりしながら、先ほど申し上げたように選任、入っていただくということに今現在進めていますので、お話しのように、できるだけそういう間を置かないように、すぐに選任できるようにというふうな形で、これからも進めてまいりたいと思います。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 特段ないようであれば、お諮りしたいと思います。

協議案第51号について、それでは原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、それでは51号については原案のとおり決することにいたします。

それで、皆様にお諮りしたいと思うんですけども……それでは、3時過ぎましたので、ちょっとどうでしょうか、3時15分まで休憩ということによろしいでしょうか。

じゃあ、3時15分まで休憩します。

(休憩)

司会 それでは、会議を再開したいと存じます。

会長から会議の進行をお願いいたします。

議長 それでは、休息前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第52号、病院、診療所の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
はい、事務局。

事務局 はい議長。協議案第52号、病院、診療所の取扱いについてをご説明いたします。

協議会協議事項綴りの5ページをお開きいただきたいと思います。

協議案第52号、病院、診療所の取扱いについて。

病院、診療所の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございますが、調整方針につきましては、協議事項の参考資料綴りでご説明いたしますので、参考資料綴りの23ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ここには、病院、診療所の主なものとして7項目を掲載してございます。

最初に、1番、病院事業の名称、診療科目及び病床数についてでございますが、これは大館市立総合病院と比内町立扇田病院に関するものでございまして、大館市立総合病院は診療科が呼吸器ほか20科、病床数が計497床。それから、扇田病院は診療科が内科ほか8科、病床数が136床でございます。

この調整方針につきましては、現行のとおりとする。ただし、扇田病院については、名称を大館市立扇田病院とし、一部診療科目については機能分担を検討する、としてございます。

次に、2、使用料及び手数料に関する事項についてでございますが、それぞれの病院の使用料及び手数料に関する条例及び健康保険法で規定してございます。また、両病院で異なる医療費等の請求時期などにつきましては、合併時に統一する、としてございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

3番、救急病院に関する事項についてでございますが、これにつきましては、それぞれ救急部門の医師、看護師の体制、救急専用病床の数など異なっておりますが、現行のとおりとする、としてございます。

次に、25ページ、4、車両管理についてでございますが、これにつきましては、大館市立総合病院は公用車が2台、それから扇田病院がマイクロバス2台ほかりースを含めて5台所有してございます。それぞれ使用する病院で管理する。また、扇田病院の患者送迎バスについては、現行のとおりとする、としてございます。

次に、5番、累積欠損金についてでございますが、市立総合病院が平成15年度末残高で3億503万7,000円、扇田病院が平成15年度末残高で17億5,060万4,000円となっております。平成16年度に地方公営企業法施行令第24条の3に基づき、議会の議決を経て、資本剰余金をもって対処する予定でありますので、合併時までには解消する、としてございます。

次に、6番、扇田病院の不良債務についてでございますが、平成15年度末発生高が1億2,753万5,000円となっておりますが、平成16年度に一般会計繰入金をもって対処する予定でありますので、合併時までには解消する、としてございます。

次に、26ページ、7番、田代町診療所の運営についてでございますが、現行の施設及び診療科目などにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 それでは、ただいまの説明について質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。はい、伊藤委員。

伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

これも、きょう全協で話題になったんですが、扇田病院と大館市立。一部機能分担をするというふうにこうなっていますけれども、委員の中から、我々大館市では新しく120何億という、医療機器を含めてですが、これから新しい病院を建てようとする。それから、労災病院が今後どのような方向に行くのか。そういう中で、機能分担をするのであれば、病院の見直し、病院というのは大館市の病院の新築の部分ですが、を含めながら、今後の方針が当然あってしかるべきだということで、その方針がどの程度まで進んでいるのかというのを一つ聞きたいなと思いましたので、お願いいたします。

議長 はい、事務局。

芳賀利夫病院部会長 病院専門部会の芳賀と申します。

ただいまのご質問にお答えいたします。

機能分担ということでございますけれども、基本的には市立病院は2次救急医療、扇田病院につきましても、現在、療養病床を持ちながら一部急性期医療、そういう形で担ってやっていかなきゃだめじゃないかというのが専門部会の結論になっております。

伊藤 毅委員 労災に関しては違うわけですが、この辺の医療形態を考えながら、どういう話し合いをされていますか。

議長 はい。

芳賀利夫病院部会長 今、労災病院につきましても、新聞報道でごらんのとおり一部診療科につきましてドクターが引き上げされるというような動きがあります。そこで、地域全体で医療供給体制をどのように行っていくかというようなことにつきましても、医師確保というような部分が一番根底にあるわけでございますので、そのような部分について極力全力を尽くして医師確保に努めながら、機能分担を図っていききたいというような形で結論になっております。

議長 あまり簡潔過ぎるという話があるんだけど、簡潔な答弁でなく、もうちょっと何か説明がないの。はい、どうぞ。

吉田光明副会長 田代の吉田でございます。

伊藤委員の質問と同じような感じですけども、一部診療科目について機能分担するというふうにまとめているわけですよ。今の質問だと、答えだと、診療科目そのものは変わらないという答えが出てきたような感じがしますが、そのように受け取ってよろしいでしょうか。

議長 もうちょっと答弁を具体的にお願います。

芳賀利夫病院部会長 一部診療科目ということで調整方針がここに書かれております。というのは、扇田病院の場合はですね、非常勤医師で対応している診療科が3科ほどございます。週に1回、ドクターの方に来ていただいて対応すると。そのような状況でございますので、その部分につきましても医師確保を含めながら、市立病院でその部分の機能を補っていくという形でできるかどうかですね。それにつきましても、先ほど触れましたように医師確保にかかわる部分が一番大きな根底にありますので、その部分でこれから進めていきたいというふうなことでございます。

議長 何か、まだみんな何かもう一つぐらい説明があってもいいんじゃないかなという感じなんですけれども、もうちょっと具体的に。例えば、市立総合病院の場合には20科ということになりますけれども、比内の町立扇田病院の場合は今8科なんですけれども、これが何科かに減るといことですか、まず診療科。はい。

芳賀利夫病院部会長 これにつきましても、何科に減るかということのはですね、今の時点で、例えばこの科とこの科をなくしようということの具体的な結論は出ておりません。ということは、まず結局、現行どおりやっていくということは、そういう医師確保に努めながら、極力まず現行どお

りやっけていく形で運営していきたいと、そういうふうな方向でございます。

議長 現行どおり8科でいくということですか。

芳賀利夫病院部会長 はい、その点は……。

議長 その辺については、やっぱり全部今のまま8科でまるまるいけるかどうかについても検討したいと、そういうことなんじゃないですか。8科でいって今言っちゃっていいの？言ってるの、今？はい。

芳賀利夫病院部会長 確におっしゃるとおりで、現行どおり8科でいけるかどうかということですね、できればそういう形でやっていきたいというようなことですが、これ医師の部分ですね、ありますので、そこら付近の兼ね合いをみながらやっていきたいということでございます。

議長 今、お約束はできないということを私たちは言わせたかったんです。はい、どうぞ。

伊藤 毅委員 きょうの全協の中で、心配しているのは、機能分担をしながら大館市総合病院の新築の計画の中で、もし扇田病院の方に移るものがあれば、全部が全部市立でなくても縮少の考えがあってもいいのではないかと、または、扇田に特定の部分をするのであれば、その部分を切り離してもいいのではないかと、または扇田がこのままでいくのであれば、市立としてどう対応していくのかという部分が我々の部分、大館市議会側としては見えてこない。そういう部分が非常に不安定な材料であると。それから、いろんな部分の今後のサービス部門を含めながら、我々に対する資料不足といえますかね、そういう部分がなかなかないので判断材料に乏しいというのが、きょう全協の中で出ておりますので、もし、これからいろんな資料、我々も要求しますが、もしあるのであれば今後とも資料を提示しながら考えさせていただきたい。

以上でございます。

議長 ということは、きょう継続にしたいということですか。まず、それが1点ですね。資料不足なので、もう少し説明をしてもらいたいと。事務局。

芳賀利夫病院部会長 機能分担につきましては、病身連携・病病連携とうたわれておりますので、扇田病院につきましても、いわゆる扇田病院を受診された方で手術とかですね、そういうような機能で扇田病院でできない部分については市立病院で補いながら、そういう一応のまず治療が終わった方についてはまた扇田病院に戻っていただくとかですね、そういう形の機能連携を図っていきたいと思います。

お話しのありました資料につきましては、どのような資料がいいかお話しいただければ用意したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 どういう資料かって、今、伊藤委員が言った資料です。

ほかにご意見ございませんか。はい、どうぞ。

中田直行委員 大館の中田でございますが、単純な質問でございますけれども、25ページの一番最後、扇田病院の平成15年度末の不良債務の発生高というのは、これは単年度で発生したものなのかどうか。もしできれば、どういう内容のものなのかということをごすね……。

議長 はい。

事務局 これは、単年度で生じた部分です。いわゆる不良債務ですので、流動負債の方が流動資産を上回ったという形で、資金不足の状況が、額がこのぐらいの額になっているということでございます。

議長 よろしいですか。

中田直行委員 よくわかりませんでした。

議長 もう少しわかりやすく説明してください。不良債務の性格、どういうふうに不良債務、どういものが不良債務で、16年度に発生したということは、今説明がありましたけれども、15年度か、15年度に発生したのはわかったけれども、不良債務はどういうものだからちょっと説明してください。

はい、どうぞ。

明石和夫病院副部長 扇田病院事務局の明石でございます。

記載されております資料は、先ほど病院の事務局長がお話しされましたように、単年度における不良債務の発生高でございます。実は、不良債務は平成13年度から扇田病院は発生しております。平成13年度は220万円、平成14年度が7,020万円、これが発生しております。これは、あくまでも単年度の発生高でございます。

この不良債務というのは、当面の支払い能力を超えた部分、要するに一時借入金とかですね、そういう資金をもって当面は不良債務の解消にあたっておりますけれども、年度末におきますと、やはり資金がショートしてしまいますので、要するに収益が上がらないと、その分、収益の部分がないことによって債務が消化されないということで、年度末にはどうしても不良債務が発生してしまうというふうな状況で、ここに記載されておりますのは平成15年度末の単年度の不良債務の発生ということでご理解していただきたいというふうに思います。

中田直行委員 病院会計としての資金ショート分ということなんでしょうか。

明石和夫病院副部長 そのとおりでございます。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、中村委員。

中村弘美委員 大館の中村です。

5番の累積欠損の解消について、ちょっと語句のことでお伺いしたいんですが、「公営企業法施行令第24条3に基づき、議会の議決を経て、資本剰余金をもって解消する」。それぞれ大館市立病院も扇田病院もそういうふうな表になっているんですが、どういった処理の仕方なのかですね、ちょっと私わかりませんので具体的にわかりやすく教えていただきたいと思います。

議長 はい。

芳賀利夫病院部長 資本剰余金というのは貸借対照表に載っている、まず部分でございますけれども、中身的に言いますと、まず企業債の元金償還金に対する一般会計の負担金とかですね、施設設備等に対する国県の補助金等がまず資本剰余金となるわけでございますけれども、それをまず取り崩しというようなことで、累積欠損金を解消することができる。そういう法的なまず形になっておりますので、そういう剰余金の額を取り崩していきたいということでございます。

ちなみに、まず、大館市の場合は平成15年度末の残高が、累積欠損金3億5,03万7,000円でございますけれども、取り崩しをすることができる資本剰余金の額が22億9,048万円でございます。比内町の場合は、15年度末残高が17億5,060万4,000円でございますけれども、取り崩しのできる額が17億2,918万3,000円でございますので、2,100万ほど不足しておりますので、これにつきましては16年度の資金等、経営状況を見ながら、16年度決算の額を確定した上で累積欠損金解消の議案を提案しながら議会の議決を経て解消していきたいと、そういうことでございます。

議長 よろしいですか。

中村弘美委員 よくわかりました。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 それでは、今、伊藤委員の方から資料要求がございましたので、本案につきましては次回に継続協議ということでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 特段ないようでしたら、次回にまた改めて説明をし、ご議論いただくということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、協議案第53号、その他福祉事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。はい。

事務局 協議案第53号、その他福祉事業の取扱いについてをご説明いたします。

協議会協議事項綴りの6ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第53号、その他福祉事業の取扱いについて。

その他福祉事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございますが、調整方針につきましては協議事項の参考資料綴りでご説明いたします。参考資料綴り28ページから38ページが関係資料でございます。

最初に、大変ご迷惑をおかけいたしますが、参考資料の中で字句に誤りがある箇所が3カ所ほどございますので、訂正をお願いしたいと存じます。

1つ目は、33ページでございます。比内町の欄の上から6行目、主な施設の「町立保育園(4園)」とありますが、比内町の場合は「町立保育所」になりますので、「園」のところを「所」に直してください。そういうことでございます。申しわけございませんでした。

それから、2カ所目と3カ所目でございます。37ページでございます。2つ目が37ページ、田代町の欄の一番上のところでございます。前のページから引き続きまして「入院時」ということで打っておりますが、この「じ」、「時間」の「時」になっておりますけれども、「子供」、「児童」の「児」の方に訂正していただきたいと思っております。

それから、3つ目でございます。同じページの大館市の欄でございます。下から3行目 乳幼児の対象者数でございます。「244人」と記載しておりますところを「224人」と訂正していただきたいと思っております。

以上、3カ所ほど訂正になります。訂正してお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。

それでは、改めて28ページに戻りましてご説明申し上げます。

ここには、その他福祉事業の主なものといたしまして9項目を掲載してございます。

最初が1番目、福祉センターの運営事業についてでございます。これは、大館市の総合福祉センター、田代町の総合福祉センター「サンピア」の2つでございます。これにつきましては、開館時間や利用料の有無について一部異なっておりますので、これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、田代町総合福祉センターの利用料については、無料とする、としてございます。

次に、29ページの方をお開きいただきたいと存じます。

2番、老人保健福祉センターの運営事業についてでございますが、これは比内町だけの施設でございます。これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、31ページの方をお開きいただきたいと存じます。

3番、老人福祉センター運営事業についてでございますが、これは大館市と田代町にございます。

これにつきましては、利用時間、休館日、管理運営など異なってございますので、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、4番目、32ページの下段の方でございます。4番、福祉部局所管施設管理についてでございます。大館市が の総合福祉センターから の児童館まで、それから比内町が 福祉保健総合センターから の児童館まで、田代町が 総合福祉センターから の児童館まで、それぞれございますが、これにつきましては、現行のとおり、要するに福祉部局の所管施設とすると、こういうことでございます。

次に、33ページでございます。5番、福祉施設管理運営委託についてでございます。これにつきましては、関連各団体等に委託することによって適切で良好な管理運営が図られる施設といたしまして、大館市が の老人福祉センターほかつくし苑まで8施設、比内町が の高齢者生きがいセンターほか2施設、田代町が障害者生活支援センターほか2施設があります。これにつきましては、現行のとおりとする、としてございます。

次に、34ページ、6番、社会福祉事業団についてでございます。これは、大館市が出捐して設立した社会福祉法人であります。現行のとおりとする、としてございます。

次に、7番、福祉バスの運行についてでございますが、これは比内町だけの制度でありまして、福祉関係団体等のために資料で貸し出ししているものでございます。

この福祉バスの運行管理につきましては、現行のとおり比内庁舎において管理し、比内地域以外につきましても、バス利用が重複しない場合につきましては、必要に応じて貸し出しの提供をしたいということございまして、合併時に再編すると、こういう内容でございます。

次に、35ページの方をお開きいただきます。

8番、戦没者追悼式等でございます。これは、戦没者の遺族に対する援護事業として、1市2町とも実施しておりますが、開催時期、内容などが異なりますので、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、36ページ、9番目、福祉医療費単独拡大事業についてでございます。これは、少子化対策の一環として実施しているもので、県の補助事業では補助対象とならない所得制限基準額を超えるものを対象者として、1市2町それぞれ独自に実施しているものでございます。この対象者の基準が異なっておりますので、同制度の基準日である8月1日にあわせまして、対象者につきましては平成19年7月31日までは現行のとおりとして扱っていきます。それから、平成19年8月1日からは再編する、としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 ただいまの説明について質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。はい、小笠原委員。

小笠原 豊委員 施設の名称に関してですが、田代町とか比内町というふうな「町」がついているのや、同一の名称については区別化を図らないといけないと思いますが、どのような名称になるのか教えていただきたいと思ひます。

議長 はい。

事務局 施設運営その他については、現行のとおり新市に引き継ぐとか、現行のとおりでございます。施設の名称につきましては、合併時まで所管の方で検討すると、こういう内容になるかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 ないようであれば、お諮りしたいと思います。議案第53号、その他福祉事業の取扱いについては、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、53号は原案のとおり決しました。

協議案第54号、ごみ収集運搬業務の取扱いについてを議題とします。事務局。

事務局 それでは、協議案第54号、ごみ収集運搬業務の取扱いについてご説明いたします。

第11回協議事項の7ページをお開き願います。

ごみ収集運搬業務の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

囲みの中が調整方針でございますが、この内容につきましては参考資料の方でご説明申し上げたいと思います。それでは、参考資料綴りの39ページ、協議案第54号資料1をお開き願います。

1の廃棄物処理計画等についてでございます。10年間単位で、ごみ処理の計画策定する、ごみ処理基本計画と毎年策定する一般廃棄物処理実施計画があります。

調整方針としましては、合併時までには新計画を策定する、としてございます。

2の一般廃棄物処理についてでございます。ごみ収集運搬体制は、1市2町とも委託業者により収集運搬を実施しております。ごみの分別は、資源ごみに一部収集区分の違いはありますが、燃やせるごみから粗大ごみまで、既に5分別共通してございます。燃やせるごみは広域第1環境センター、燃やせないごみ及び粗大ごみは広域粗大ごみ処理場で処分しておりますが、17年6月から新焼却場が稼動することに伴い、処分体制の見直しが予定されております。

調整方針としましては、分別区分、収集運搬及び処分体制の調整を図り、合併時までには統一する、としてございます。

40ページをお開き願います。

3のごみ集積所についてでございます。大館市に1,300カ所、比内町に210カ所、田代町に115カ所設置されております。

調整方針としましては、現行のとおりとする、としてございます。

4の指定ごみ袋についてでございます。大館市が5種類、比内町、田代町は各3種類となっております。

調整方針としましては、合併時に再編する、としてございます。

5のし尿・浄化槽汚泥収集運搬体制についてでございます。収集運搬は、許可業者が行っております。大館市が、し尿、汚泥各2社、比内町がし尿1社、汚泥2社、田代町がし尿、汚泥各1社でございます。また、住民が許可業者に支払う運搬料は、180リットル当たり、大館市が1,300円、比内町、田代町は1,150円と差異がございます。収集したし尿、汚泥は、広域第2環境センターで処理しております。

調整方針としましては、し尿・浄化槽汚泥収集運搬体制については、現行のとおりとする、としてございます。

運搬料については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度に再編する、としてございます。

以上で、ごみ収集運搬取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 ないようでありますので、お諮りしたいと思います。協議案第54号、ごみ収集運搬業務の取扱いについて、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、原案のとおり決しました。

次に、協議案第55号、農林関係事業の取扱いについてであります。事務局。

事務局 協議案第55号、農林関係事業の取扱いについてご説明いたします。

協議事項の8ページの方をごらんください。

農林関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としておりまして、調整方針は記載のとおり11項目になります。

内容につきましては、参考資料をもとにご説明を申し上げます。参考資料の41ページをごらんください。

協議案第55号資料1、参考資料7になります。

はじめに、農業振興地域整備計画でございますが、これは農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用を目的として、各市町村が策定しているものでございます。大館市、比内町、田代町それぞれ策定しておりまして、大館市は昭和45年度、比内町も昭和45年度、田代町は昭和47年度に策定しております。最終変更は、大館市が平成6年度、比内町が平成10年度、田代町が平成15年度となっております。

調整方針は、農業振興地域整備計画については、合併後に新たな計画を策定することとし、新計画が策定されるまでの間は現計画を運用する、としております。

次に、認定農業者等でございます。これは、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農用地の集積、農業者の経営改善、農業経営基盤の強化を目的として各市町村が策定しているものでございます。認定農業者につきましては、大館市146人、比内町136人、田代町35人、1市2町あわせると317人の認定をしております。また、この認定農業者がつくる会といたしまして、それぞれ1市2町差異がございます。認定審査は、それぞれ経営基盤強化促進委員会の名称で設置しておりまして、認定基準につきましては記載のとおり、大館市が5項目、比内町が4項目、田代町が3項目となっておりますが、それぞれの項目は全く同一の内容というふうになっております。また、受託生産組織数、集落営農組織数についても記載のとおりとなっております。

調整方針は、認定農業者等については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準については大館市の基準に統一する、としてございます。

次に、42ページになります。

米の生産調整対策でございますが、大館市、比内町、田代町の水田面積、また生産目標数量は記載のとおりでございます。平成16年度に生産調整対策につきましては、大館広域圏地域水田農業ビジョンを策定した中で、大館広域圏水田農業振興協議会を設置し、1市2町が同一内容で取り組んでおり

ます。水田面積の合計は1市2町6,880ヘクタール、生産目標数量は2万5,689トンとなっております。1市2町同一の内容で取り組んでおりますが、事業内容といたしましては、地域水田農業ビジョンの策定、また、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策交付金）に関すること等7項目ございます。また、産地づくり交付金についても同一の額で取り組んでいるという状況でございます。

調整方針といたしましては、米の生産調整対策については、大館広域圏水田農業振興協議会を新市に引き継ぎ実施する、としております。

次に、43ページになります。

農業総合指導センターでございますが、これは1市2町とも同じ名称で設置しております。設置目的は、農業者の生産技術の向上、農業経営の改善、また、担い手や後継者の育成を推進することを目的としております。構成は、運営委員会と事務局がございますが、それぞれ記載のとおりとなっております。業務の内容といたしましては、大館市、比内町、田代町ほぼ同一となっておりますが、農業振興計画の策定、農地流動化事業の農作業受託というような内容を実施しております。

調整方針といたしましては、農業総合指導センターについては合併時に統合する、としております。

次に、農作物異常気象対策協議会でございます。こちらの方は、同一名称で1市2町とも設置しておりますが、設置の状況が大館市と比内町は常時設置、また、田代町は随時設置となっております。目的、内容等につきましては、同一ということでございます。

調整方針といたしましては、農作物異常気象対策協議会については、合併時に統合する、としております。

次に、44ページでございます。

農業集落排水事業でございますが、これにつきましては、1市2町とも同じ目的で事業を実施しております。大館市では6施設7区域、比内町では2地区7区域、田代町では2地区10区域を既に設置しております。また、受益者の分担金につきましては、1市2町とも記載のとおり同一となっております。

調整方針といたしましては、農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ、としております。

次に、森林整備計画でございます。これは、森林法に基づきまして国や県の森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランとして森林所有者が行う伐採、造林等の森林施策に関する指針を定めているというものでございまして、ともに計画期間は10年、5年ごとに見直しということで、45ページの方になりますけれども、現計画の策定はともに1市2町とも平成14年度というような状況となっております。

調整方針といたしましては、森林整備計画については、合併後に大館市の計画を変更することにより統合する。計画を統合するまでの間は、現計画を運用する、としております。

次に、大館市森林整備公社でございます。これは、大館市のみが実施しているものでございますが、私有林の適正な保育を推進するため、森林整備事業を実施にあたり要間伐林の取りまとめを行うことを実施しております。概要といたしましては、毎年、職員3名により20ヘクタールの取りまとめを行っております。公社の運営は補助金によっております。

調整方針は、大館市森林整備公社については、現行のとおり新市に引き継ぐ、としております。

次に、緑化推進委員会・協議会でございます。これは、生活環境の緑化や森林資源を造成し、国土の保全、資源涵養に努めることを目的として設置しております。事業の内容は同一でございますが、緑化運動の総合企画や緑の募金運動、植樹祭の開催等がございます。

調整方針といたしましては、緑化推進委員会・協議会については、合併時に統合するものとし、植樹祭については、現市町の持ち回り開催とする、としてございます。

46ページです。

田代町町営牧場でございますが、田代町にあるものでございまして、記載のとおり面積が48ヘクタール、1日放牧頭数25頭、年間延べの放牧頭数は4,492頭ということで、管理運営はあきた北農業協同組合に委託しているという状況でございます。

調整方針といたしましては、田代町町営牧場については、現行のとおり新市に引き継ぐ、としております。

最後になりますが、大館市コンポストセンターでございます。概要といたしましては、生ごみと畜産廃棄物を原料に良質な堆肥を生産するというものでございまして、これにより安全で新鮮な農産物を供給する循環システムを確立するというもので、平成13年度に設置されたものです。平成15年度の堆肥生産量は1,400トン余り、管理は大館市の直営であります。運転業務は東北ビル管財に、また、堆肥の販売業務はあきた北農業協同組合に委託しております。

調整方針は、大館市コンポストセンターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としております。

協議案第55号の説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。はい、荒川委員。

荒川邦隆委員 田代の荒川です。

質疑に入る前に、ちょっと書類を見ましたら調整方針にナンバー打ってありますが、このナンバーがですね、項目、左の方にくるナンバーであると、まずそれを一つ指摘を。

それからですね、だから、ここから項目4でいきます。農業指導センター、これは1市2町にありますけれども、中身については多少違っているように聞いております。うちの方では、営農までいっているわけです、職員がですね。そこら辺、合併時に統合すると、どのような形態になっているものであるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 はい。

黒田信行産業部会長 専門部会の産業部会長の黒田です。今の質問にお答えします。

指導センターについては、大分前からですね、JAの方の希望もありまして、内容的にほとんど同じようなものをやっておると、1市2町とも。ぜひ、合併前にも一つ統合していただけないかという話がありました。それをちょっと手間取ってあったわけですが、今、合併を機会にひとつやっていきたいということで、今、こういうふう提案して、事務事業のすりあわせの段階では合併しますということで提案させていただいております。

ただ、事業の内容をどういうふうにしていくかということについては、今、これからですね、1市2町の担当とJA入りまして、今、荒川委員がおっしゃったように営農部門まで入っていくか、それとも、その部分をどうするかということについて含めましていろいろ検討した上で、指導センターを一本化していきたいというふうに考えております。

議長 はい、どうぞ。

荒川邦隆委員 もう1カ所ですね。ナンバー8であります。大館森林整備公社です。これは、大館市にしかないという組織でありますけれども、これはですね、森林組合との関連性といえますか、そこら辺、また、森林公社の仕事をもう少し具体的に教えていただければ。

議長 はい。

黒田信行産業部会長 森林整備公社については、事業の内容を簡単に言いますと、森林組合と若干違います。私の方は、あくまでも私有林を対象としまして、対象面積が5反歩以上、5反歩以上の5町歩未満を対象としております。あくまでも初回間伐が対象ということで、樹齢は16年から30年までの間というのを対象にしましてやっております。これについては、実は全く市のかさ上げ補助がものすごい大きいものですから、大体50%ぐらい、受益者が10%という形で進めております。内容については、そういうことなんですけれども、これは合併後も対象を比内、田代の方まで広げて、20町歩という予算的な限度があるんですけれども、その中身で実施していきたいというふうに考えておりますし、内容的に森林組合の方は全く事業を担当してありまして、私の方は取りまとめて計画して、事業の発注は森林組合を含めまして入札によって実施しております。

議長 ほかに。はい、仙台委員。

仙台隆義委員 比内の仙台です。

ただいまの農業指導センターの統合についての、これからの対応についてご説明がありましたけれども、これまで私ども長年の夢でありまして、合併を機に統合すると非常に時宜を得たものと非常に喜んでおります。

そこでお聞きしたいのは、農協合併されてから8年。当初から、この指導センターの統合はそれぞれ関係機関で討議、協議されてきた事項でございます。合併された、それぞれの農協については、この農業センター、指導センターを軸にしながら、すべての農業、農業振興というのは皆さんがご存じのように非常に門戸が広くありまして、内容が多岐にわたっております。そうすると、関係者はすべてを知っておらないと、いろいろな事業展開するには問題が残ってまいります。

そこで今、担当の方から今後合併を機にして統合されると。しかもそのあと、関係機関とJAでもって内容を協議すると、特に営農問題について。私は、これでは遅すぎると思います。私どもは、行政の合併を見据えて農協合併をされ、そして農業振興については、このあきた北は一つだということでありながら、ハード、ソフト事業がなかなか内容によって展開できない。こういう大きなぎくしゃくの中で、これから検討するということであれば、正しくこの計画にありますとおり農業の振興を見ましても、その地域の特徴を生かした農業振興と書いてありますけれども、非常に時間が遅れておるということでございますので、ひとつ早めにその事業を展開されるのかどうか、そこら辺をまずお聞きしたい。それから、もう1回質問します。

議長 とりあえず1点目。

黒田信行産業部会長 検討する時期につきましては、第1回目が明日やることになっております。明後日です。それ以降については、まだ未定であります。

以上です。

仙台隆義委員 さきに新市計画の中で農業振興が非常に論議されました。あの計画書を見ると、計画を履行しないとトップにもある程度の責任が発生するということで、私は、あの計画に盛られておらない事業が今後時の流れ、事業の流れによって発生するかもしれないと、見直しをしたらどうかという質問をされておりましたが、その答弁が返ってまいりませんでした。今、農業は非常に厳しい環境に置かれておりますし、日ごとに農業情勢が変わっておりますが、これから農業指導センターの役割というのは統括機関として非常に重要な立場になってまいります。こういう状況の中で、これからの農業振興計画の新市で出されましてけれども、見直しについては可能かどうか、そこをお願いいたします。

黒田信行産業部会長 議長、ちょっと時間をもらえますか。

議長 ちょっと待ってください。

事務局 建設計画についてお答え申し上げたいと存じます。

建設計画につきましては、さきにお示した内容で、現在、県の方と内協議に入っております。それで、記載内容というのは、ある程度、抽象的な部分がございますので、それは新市の総合開発計画、それから実施計画、これに移す段階でより具体的なものを盛り込んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 ほかにございませんか。はい、菅原委員。

菅原金雄委員 参考資料の46ページの11番、コンポストセンターについては現行のとおり新市に引き継ぐというふうになってはいますが、これは規模等については私は全然わからないわけですが、実は皆さんご存じのように比内町の比内地鶏は既に20万羽を超えているというふうな、大変、農業部門では最高の生産物というふうな地位を占めておるようです。

そこで、産廃法、皆さんご存じのように産廃法も厳しくなりまして、いわゆる畜産廃棄物の問題もそろそろ出はじめているような状況下にありまして、それがいわゆる処理センターをつくるべきだというふうな一般質問も出たりなんかしておる状況下にあるわけです。これはあれですか、例えば、今の規模で比内町の比内地鶏の生産したあとの廃棄物については、処理能力は例えばいくぐらいあるものでしょうか。もしないとすればですよ、もしないとすれば、新市計画の中でこれは一つやっぱり規模拡大なり、あるいは新しいものをつくっていただくと、処理センターをつくっていただくというふうな計画も立案して、あるいは即刻実行していただかないと、大変、比内地域の農家にとっては大きな痛手になるわけですから、そこら辺のところのお考えはあるものかどうかと、その二つです。

議長 はい、事務局。

黒田信行産業部長 現在のコンポストセンターの処理能力からいきますと、大館市内の養鶏業者、皆さんの分も、簡単に言いますと、もう満杯です。よその分を受け入れる状況にはありません。

ただ、市内の業者では、今の法律の中に基づいて国の補助を得ながら順次整備している業者がたくさんおります。そういう状況であります。

あと、後段の方の二つ目の質問については、今、その件については我々の専門部会の中では話題になっておりませんでしたので、ちょっと今、私ここで即答というのはちょっと厳しいかと思えます。

以上です。

議長 要望であれば、要望ということでは言っていたら結構だと思います。

菅原金雄委員 ぜひ実行してほしい。

議長 という要望であります。

菅原金雄委員 今度は新市で。

議長 ほかにご質問、ご意見ございませんか。

「なし」の声

議長 ないようであれば、お諮りしたいと思います。55号、農林関係事業の取扱いについて、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 それでは、議案の最後でございます。56号、社会教育事業の取扱いについてであります。事務局。

事務局 協議案第56号、社会教育（生涯学習）事業の取扱いについてをご説明いたします。

9ページをお開きいただきたいと思います。

協議案第56号、社会教育（生涯学習）事業の取扱いについて。

社会教育（生涯学習）事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求め、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございますが、調整方針につきましては、参考資料綴りの方で説明いたしますので、参考資料綴り47ページからになります。お開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

1番目、社会教育振興計画についてでございます。これは、1市2町がそれぞれ独自に策定しているものですが、合併時に再編する。ただし、平成18年度から始まる5カ年の中期計画については、合併後に再編する、としてございます。

次に、2番、成人式についてでございますが、これは1市2町それぞれ実施しているものですが、実施日、開催場所、それから対象年齢区分などが異なっておりますので、合併時に再編する、としてございます。

次に、3番、図書館についてでございます。47ページから49ページの途中までになります。大館市は中央図書館、それから花矢図書館の2カ所と、それから移動図書館がございます。比内町は、公民館図書室1カ所でございます。田代町は、町立図書館が1カ所ございます。それぞれ現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。ただし、比内町の公民館図書室につきましては、図書館法で規定する比内図書館として条例で規定すると、こういう作業が比内町の旧母体の方で必要になると、こういうことでございます。

それから、49ページ、4番、図書館協議会についてでございます。大館市が中央図書館、花矢図書館各々10名の委員でございます。比内町は、比内町公民館図書室運営委員会で10名。田代町は7名の協議会委員でございますが、合併時に大館市の図書館協議会として一つの組織にして、こういう形で統合したいということでございまして、合併時に統合するものでございます。

次に、5番目、生涯学習フェスティバルでございます。大館市は生涯学習フェスティバルと、それから講演会をこの中で実施してございます。比内町は芸術文化祭への参加により、生涯学習フェスティバルを実施してございます。田代町は読書感想文、ポスターコンクール、音楽祭などを独自に実施してございます。

これにつきましては、合併時に再編する。ただし、再編できない事業については、地区公民館事業として継続する、としてございます。

次に、6番、公民館運営管理業務についてでございます。大館市が10公民館の2分館、それから比内町が1公民館に8分館、田代町が1公民館に10分館ございますが、比内町公民館及び田代町公民館を地区公民館とし、それぞれの分館は現行のとおりとする。ただし、業務内容については、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、50ページをお開きいただきたいと思います。

7番、公民館主催事業・開催業務についてでございますが、1市2町とも各種学級講座をはじめ、その他事業など多種多様な事業などを実施してございますが、これらにつきましては、現行のとおりとする、としてございます。

次に、52ページをお開きいただきたいと存じます。

8番、出前講座についてでございますが、これにつきましては、1市2町とも数十種類の講座を実施してございますが、合併時に同一講座等ございますので統一する、ということにしております。

次に、9番、各種スポーツ大会についてでございますが、1市2町ともそれぞれ各種大会いろいろ実施してございます。ただし、地域の特色ある運営を尊重する、こういう考え方でございますので、当分の間、現行のとおりとする、としてございます。

それから、次に53ページ、最後10番、スポーツ教室、講習会についてでございますが、これにつきましても1市2町とも地域の特色ある事業を実施してございますので、当分の間、現行のとおりとする、としてございます。

なお、この9番、10番の「当分の間」につきましては、大体3年間、こういうのを目途にしてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

議長 ないようでしたらば、お諮りしたいと思います。協議案第56号、社会教育事業の取扱いについては原案のとおり決することをご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしということで、56号は原案のとおり決しました。

以上で本日予定されました協議事項は終了いたしました。

その他の事項としましては、委員の皆様から何かご発言ございますか。

「なし」の声

議長 事務局から何かありますか。はい。

事務局 お願いでございます。

まず最初に、合併協定の調印式についてでございますが、第9回の協議会でスケジュールをお示ししまして、合併の調印につきましては11月の下旬としてお願いしてございましたが、特別立会人としてお願いします県知事さんや各首長、議長さんの日程等を調整した結果、11月29日、月曜日でございますが、午前10時30分から秋北ホテルでの開催ということをお願い申し上げたいと存じます。来賓等の出席予定者は、協議会委員の方々はもちろんですが、県知事や県議会議長、地元選出県議会議員、それから1市2町の議員の方々など総勢100名ほどを予定してございます。招待状の発送の時期もございまして、準備を進めさせていただきたいと存じますが、次回の協議会で次第等の内容をお示し申し上げたいと考えてございますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、次回の第12回合併協議会でございますが、10月25日、月曜日の午前1時30分からの開催を予定してございますが、場所を大館市の中央公民館視聴覚ホールに変更させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それから、第13回の合併協議会は11月8日、月曜日でございますが、午後1時30分から比内町役場の2階大会議室で予定してございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 これで、本日の協議がすべて終了いたしました。

第11回合併協議会も皆さんのご協力で無事終了することができました。

長時間のご協議、大変お疲れさまでございます。次回は10月25日ということでもありますので、よろしくお願いいたします。

本日は、大変どうもありがとうございました。

司会 どうもお疲れさまでございました。これをもちまして、第11回大館市・比内町・田代町合併協議会を閉会いたします。

長時間にわたり誠にありがとうございました。

午後4時20分 閉 会

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員